

文教福祉委員会

令和7年2月18日

1 報告事項

【子ども部】

- (1) 特定地域型保育事業の連携施設の見直しについて 【資料】
- (2) 家庭的保育事業等に係る栄養士及び連携施設の見直しについて 【資料】
- (3) 次世代育成手当について 【資料】
- (4) 千代田区中高生世代応援手当の概要について 【資料】
- (5) こども・高校生等医療費助成制度について 【資料】
- (6) 千代田区立軽井沢少年自然の家について 【資料】
- (7) 職員の勤務時間・休暇制度の見直しについて 【資料】
- (8) 住居手当の支給対象拡大について 【資料】
- (9) 富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について 【資料】
- (10) 第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の素案について 【資料】
- (11) 令和7年度 子どもの遊び場事業について 【資料】
- (12) 神田公園地区における子育てひろばの継続実施について 【資料】
- (13) 令和7年度 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 【介護予防普及啓発事業】口腔機能向上プログラムについて 【資料】
- (2) 令和7年度の国民健康保険制度について 【資料】
- (3) 千代田区健康危機対処計画（感染症編）の素案について 【資料】

2 その他

文教福祉委員会 委員・理事者名簿

令和7年2月18日現在

1 委 員

(会 派 名)

委 員 長	西 岡 めぐみ	(千代田区議会 自由民主党)
副委員長	おの でら 亮	(#次世代・都民ファースト・立憲の会)
委 員	え ご し 雄 一	(公 明 党 議 員 団)
委 員	牛 尾 こうじろう	(日 本 共 産 党)
委 員	池 田 とものり	(千代田区議会 自由民主党)
委 員	白 川 司	(千代田区議会自由民主党議員団)
委 員	富 山 あゆみ	(#次世代・都民ファースト・立憲の会)

2 理 事 者 [○は常時出席理事者、★は異動者]

(1) 子ども部	(10名)	(内線)
○子 ど も 部 長 ★	オ ガワ ケン タ ロウ 小 川 賢 太 郎	(7075)
○教 育 担 当 部 長	オオ モリ ミキ オ 大 森 幹 夫	(7377)
○参事(連絡調整担当) ★ 子ども総務課長 事務取扱 教育政策担当課長 事務取扱	カ トウ ノブ アキ 加 藤 伸 昭	(7076)
副参事(特命担当) ★ 九段中等教育学校経営企画室長 兼務	イ トウ ツカサ 伊 藤 司	(63100)
子 ど も 支 援 課 長	ユ アサ マコト 湯 浅 誠	(7107)
子 育 て 推 進 課 長	コ ア セ ヒロ ミチ 小 阿 瀬 広 道	(7165)
児 童 ・ 家 庭 支 援 セ ン タ ー 所 長	ヨシ ダ ケイ シ 吉 田 啓 司	(462621)
子 ど も 施 設 課 長 ★	カワ サキ タカ アキ 川 崎 廷 晃	(7305)
学 務 課 長 ★	シ ミズ ナオ コ 清 水 直 子	(7333)
指 導 課 長 ★	ウエ ハラ フミ ヒト 上 原 史 士	(7378)

文教福祉委員会 委員・理事者名簿

令和7年2月18日現在

(2) 保健福祉部	(12名)	(内線)
○ 保健福祉部長 ★ 高齢介護課長 事務取扱	シ 清 ミズ 水 アキラ 章	(3206)
○ 地域保健担当部長 ★ 千代田保健所長 兼務	タカ ギ 高 木 アキ コ 明 子	(56200)
参事 (連絡調整担当) 地域保健課長 事務取扱	オオ タニ ユ カ 大 谷 由 佳	(56201)
参事 (連絡調整担当) 健康推進課長 事務取扱	ゴ トウ マ リ コ 後 藤 真 理 子	(56500)
参事 (連絡調整担当) ★ 在宅支援課長 事務取扱	タツ シマ ケン 辰 島 健	(57210)
○ 福祉総務課長 ★ 福祉政策担当課長 兼務	クボ タ ユ キ コ 窪 田 友 紀 子	(3207)
生活支援課長	オオ マツ ユウ イチ ロウ 大 松 雄 一 郎	(3406)
障害者福祉課長 ★	オ ガタ ナオ ミ 緒 方 直 美	(3490)
〔 高齢介護課長	コ ハラ ヨシ ヒコ 小 原 佳 彦	(3526) 〕
保険年金課長 ★	オオ ツカ リュウ ジ 大 塚 立 志	(3593)
生活衛生課長	イチ カワ ケン スケ 市 川 健 介	(60600)
保健サービス課長 ★	チ ノ シュン 千 野 俊	(56600)

担当議事：細倉 岳（議事：3313、個人：3315）

特定地域型保育事業の連携施設の見直しについて

1 概要

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）が令和 7 年 1 月 31 日に公布（施行日は、同年 4 月 1 日）され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）の一部が改正された。

区では、運営基準の規定に従って、あるいは運営基準の規定を参考として、条例を制定していることから、運営基準の改正に伴い、同様の見直しを行う必要がある。

2 主な改正内容

（1）運営基準の改正に伴う改正

ア 連携施設経過措置の延長

特定地域型保育事業者は、①保育内容支援、②代替保育及び③卒園後の受け皿設定に係る 3 項目について連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置（以下「連携施設経過措置」という。）が設けられているが、当該連携施設経過措置期間を 5 年間延長する。

イ 保育内容支援に係る連携施設の見直し

区長が特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、一定の要件を全て満たすと認めるときには、当該連携施設を確保しないこととすることができる。

ウ 代替保育に係る連携施設の見直し

区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であって、特定地域型保育事業者による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができる。

（2）運営基準の改正を踏まえた連携施設の見直しに係る改正

今般の運営基準の改正を踏まえ、区として再度連携施設の在り方について見直しを図り、その見直しの内容を踏まえて、所要の改正をする。

3 改正予定条例

千代田区保育施設等運営基準条例

家庭的保育事業等に係る栄養士及び連携施設の見直しについて

1 概要

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）が令和 7 年 1 月 31 日に公布（施行日は、同年 4 月 1 日）され、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「運営基準」という。）の一部が改正された。

区では、運営基準の規定に従って、あるいは運営基準の規定を参考として、条例を制定していることから、運営基準の改正に伴い、同様の見直しを行う必要がある。

- (2) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、運営基準の食事の提供の特例に関する要件として「栄養士」による必要な配慮を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士についても同要件を満たすことができることとされたため、区においても同様の見直しを行う。

2 上記 1 (1) に係る主な改正内容

(1) 連携施設経過措置期間の延長

家庭的保育事業者等は、①保育内容支援、②代替保育及び③卒園後の受け皿設定に係る 3 項目について連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置（以下「連携施設経過措置」という。）が設けられているが、当該連携施設経過措置期間を 5 年間延長する。

(2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し

区長が、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を全て満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないこととすることができる。

(3) 代替保育に係る連携施設の見直し

区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該者の確保が著しく困難であるときは、当該連携施設を確保しないこととすることができる。

3 運営基準の改正を踏まえた連携施設の見直し

上記 2 を踏まえ、区においても同様の見直しを行うとともに、区として再度連携施設の在り方について見直しを図り、その見直しの内容を踏まえて、所要の改正をする。

4 改正予定条例

千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

次世代育成手当について

1 概 要

区では、これまで、0歳から18歳までを見通し、連続した教育・子育て支援を実施し、一人ひとりの成長過程にあった支援が途切れることなく継続的に行われるよう、様々な取り組みを展開してきた。

その中でも、本区独自の取り組みとして、保護者の所得による制限を設けずに、誕生準備手当や、国の児童手当に加え、高校生相当年齢まで対象を広げた次世代育成手当を支給してきたが、令和6年10月分から、児童手当制度の拡充（所得制限の撤廃・高校生年代までの対象年齢の引上げ等）により、次世代育成手当の支給要件に該当する児童がいなくなり、一定の役割を終えたと認識している。

また、都及び区における妊娠・出産のサービスが充実し、引き続き誕生準備手当を支給していく本来の役割及び目的も薄れてきたところである。

こうした状況を踏まえ、今般、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する。

2 今後の予定

令和7年第一回区議会定例会に議案を提出予定

千代田区中高生世代応援手当の概要について

1 趣旨・目的

中高生世代を養育する者に中高生世代応援手当（以下「応援手当」という。）を支給することにより子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の経済的負担を軽減し、もって中高生世代の子どもたちが安心して生活できるように子育て環境の向上を図ることを目的とする。

2 関係条例の制定・廃止に至る経緯等

千代田区の次世代育成手当は、国制度の児童手当の対象とならない児童に対して支給してきたが、令和 6 年 10 月分から、児童手当制度の拡充（所得制限の撤廃・高校生年代までの対象年齢の引上げ等）により、次世代育成手当の支給要件に該当する児童がいなくなり、一定の役割を終えたと認識している。

しかしながら、子育てに係る経済的な負担は依然として大きく、とりわけ中学生以降に急激に増大している現状を踏まえ、中学生及び高校生の子育て世帯を支援し、経済的負担の軽減に資するため、新たな手当で（中高生世代応援手当）を創設する。

このため、千代田区次世代育成に係る手当に関する条例は廃止し、新たに、千代田区中高生世代応援手当条例を制定する。

3 新たな手当の内容

項 目	中高生世代応援手当【新】	次世代育成手当【旧】
支 給 対 象	中学生・高校生世代の児童を養育する者（所得制限なし）	児童手当の受給対象者を除く、高校生世代までの児童を養育する父または母等（所得制限なし）
支 給 額	子ども 1 人につき 15,000 円/月	子ども 1 人につき 5,000 円/月
対象児童数	約 3,200 名（想定）	約 6,000 名

4 手当支給について

令和 7 年 4 月分より支給（予定）

5 条例制定等

令和 7 年第 1 回区議会定例会に議案を提出予定

こども・高校生等医療費助成制度について

1 概 要

区においては、千代田区こども医療費助成条例（平成 5 年千代田区条例第 16 号）及び千代田区高校生等医療費助成条例（平成 23 年千代田区条例第 6 号）の規定に基づき、子ども（0 歳から 18 歳まで）の医療費の助成を実施しているが、入院時の食事代に係る一部負担については、現在のところ、助成を実施していない。

一方、昨今の物価高騰の中で、子育て世帯の子育てに要する経費の支出は年々増大しており、様々な場面で、負担感の軽減を図っていく必要がある。

こうしたことから、こども・高校生等医療費の助成対象としていなかった「入院時食事療養費に係る標準負担額（1 食当たり約 490 円）」についても助成の対象とする。

2 今後の予定

令和 7 年第一回千代田区議会定例会に関連条例の一部改正について上程予定

千代田区立軽井沢少年自然の家について

1 施設の状況

千代田区立軽井沢少年自然の家は、千代田区立少年自然の家条例（以下「本条例」という。）に基づき設置している社会教育施設であり、昭和61年竣工のⅠ期施設と平成5年竣工のⅡ期施設（愛称：メレーズ軽井沢）とで構成されている。

このうち、主に学校の移動教室で使用していたⅠ期施設については、老朽化等の理由から平成28年以降、施設利用を行っていない。その後、当該Ⅰ期施設部分の利活用について令和5年度までの間で検討し、費用対効果の面から、教育施設としては再整備を行わないこととした。

施設名称等	千代田区立軽井沢少年自然の家 (長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹 2141)	
	Ⅰ期施設	Ⅱ期施設（メレーズ軽井沢）
敷地面積	16,924.01 m ²	7,146.00 m ²
建物構造	A・B・C棟、サービス棟：RC造1階 D棟：RC造2階	パブリック棟：RC造2階／地下1階 コテージ棟：木造1階2棟、木造2階2棟
延床面積	3,388.47 m ²	1,401.20 m ²
竣工年月	昭和61年7月（築38年）	平成5年3月（築31年）
室数・収容人数	25室・合計270名	パブリック棟4室、コテージ4棟・合計45名

2 Ⅰ期施設部分の用途廃止に向けた規定の整備

本条例では、宿泊室などの利用区分に応じた使用料を別表に定めており、Ⅰ期施設における宿泊室などについても以下のとおり別表に定めている。このため、既に施設利用を行っておらず、また再整備も行わないこととしたⅠ期施設部分の用途廃止にあたり、当該別表の内容を削除する必要がある。

別表（Ⅰ期施設の部分を抜粋）

利用区分		使用料		
		通常期	土曜日 夏期	年末年始
A・B・C棟宿泊室 (1室4人以上20人まで)	区民	16,000円	17,500円	20,500円
	区民以外	24,000円	26,500円	31,500円
D棟宿泊室 (1室3人まで)	区民	8,000円	9,000円	10,500円
	区民以外	12,000円	13,500円	15,600円
休憩	中学生以下	50円		
	その他	100円		

3 その他

令和7年第1回区議会定例会に本条例の改正を提案する。

職員の勤務時間・休暇制度の見直しについて

1 趣 旨

改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法(令和6年法律第 42 号)が令和7年4月1日付で施行されることに伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員を拡大するとともに、子の看護休暇の取得事由の拡大に伴う休暇名称を改めるほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等に関する規定を新設する。

2 概 要

(1) 超過勤務制限の対象職員を拡大

超過勤務制限に係る請求の対象職員について、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員へと対象範囲を拡大する。

(2) 子の看護休暇の取得事由拡大に伴う当該休暇名称の変更

子の看護休暇を「子の看護等休暇」に改め、休暇の取得要件に子の入学式・卒園式等を追加する。

(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備

職員の介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知・請求等に対する意向確認・研修の実施・相談体制の整備等、教育委員会の措置義務について、明記する。

3 一部改正を予定する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

4 施行予定期日

令和7年4月1日

住居手当の支給対象拡大について

1 趣旨

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、現在住居手当の支給対象外としているが、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、また、国との均衡等を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る当該手当の取扱いを見直す。

2 概要

住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を新たに支給対象に加える。

(参考)職員区分別住居手当及び特地勤務手当支給対象表

職員区分	～令和7年3月31日		令和7年4月1日～
一般職員	支給対象		支給対象
定年前再任用短時間勤務職員	支給対象外		支給対象
暫定再任用職員(フルタイム、短時間)	支給対象外		支給対象

3 一部改正を予定する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例

4 施行予定期日

令和7年4月1日

富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について

1 再開発事業の概要

(1) これまでの主な経緯

平成26年 6 月 富士見二丁目 3 番街区市街地再開発準備組合 設立
 令和 4 年10月 都市計画決定（市街地再開発事業・再開発等促進区を定める地区計画）
 令和 6 年 8 月 組合設立認可

(2) 事業計画の概要（予定）

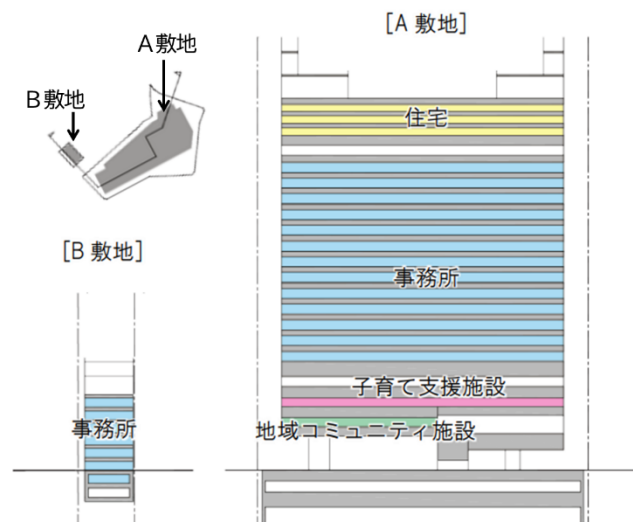
① 施設計画

	A敷地	B敷地
施行区域面積	約 0.5 ヘクタール	
建築敷地面積	約 4,100 ㎡	約 180 ㎡
建 築 面 積	約 2,800 ㎡	約 135 ㎡
延 べ 面 積	約 45,000 ㎡	約 1,200 ㎡
主 要 用 途	事務所、住宅、店舗等	事務所等
建築物の高さ (階 数)	約 130m (地上 21 階地下 2 階)	約 33.5m (地上 6 階地下 2 階)

【位置図】



【断面図】



※再開発組合提供資料を一部加工

② 今後のスケジュール

令和 7 年 権利変換計画認可
 令和 8 年 建築工事着工
 令和11年 建築工事竣工

2 富士見二丁目広場の閉鎖時期

(1) 広場の開設経緯

平成 21 年 12 月 旧富士見福祉会館 閉館

平成 22 年 3 月 旧富士見児童館 閉館

令和 2 年 2 月 暫定広場として開設

広場の概要

・面 積 705.58 m²

・利用時間 9:00~17:00 ※4~9 月は 19:00 まで



(2) 閉鎖日・周知方法（予定）

① 閉 鎖 日 令和 7 年 6 月 2 日（月）

② 周知方法 広報紙・ホームページ・広場現地の貼紙等で周知予定。

3 入居施設の検討状況

(1) 区有地等活用検討会における検討経過

令和 4 年 7 月 庁内需要調査の結果を踏まえ、地域包括支援センター等の設置を念頭に検討していく方向性を確認。

令和 5 年 1 月 区が取得する権利床として B 敷地建物全てと A 敷地建物の一部（地域コミュニティ施設部分）を取得する方向性を確認。

令和 6 年 9 月 庁内需要調査の結果を踏まえ、地域包括支援センターのほか、学童クラブの設置を念頭に検討していく方向性を確認。

令和 7 年 2 月 児童・家庭支援センター等の機能の移転先として、A 敷地建物の保留床（子育て支援施設部分）の取得も視野に検討を進めていく方向性を確認。

(2) 現時点の検討状況

① 権利床 … 地域包括支援センター、学童クラブの設置を中心に検討中。

② 保留床 … 児童・家庭支援センターや区の児童福祉施設等の課題解決に資する用途での活用候補地として検討中。

第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要

第1章 計画の概要

○計画の趣旨

都心部に位置する本区では、これまで総人口・年少人口ともに増え続けてきましたが、近年は人口動態に変化が見られています。そのため、今後も「待機児童ゼロ」の継続は維持しながらも、教育・保育の量の確保から質の向上へ施策転換を図り、子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを実現していくことが求められています。

こうしたことから、区では、令和6年度末に期間満了を迎える「第2期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を継承しながら、現在の社会情勢や区のこれからの教育・保育の需要量等の見込みを勘案し、新たに令和7年度を初年度とする「第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

○計画の目的

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みや確保の内容、実施時期などを定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

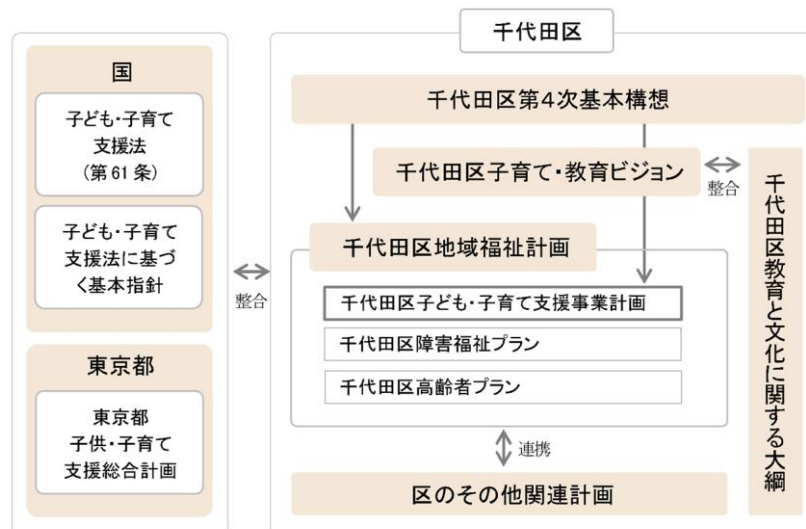
そのため、本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、本区の今後5年間の教育・保育及び各地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を定めることを目的とするものです。

○計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

○計画の位置付け

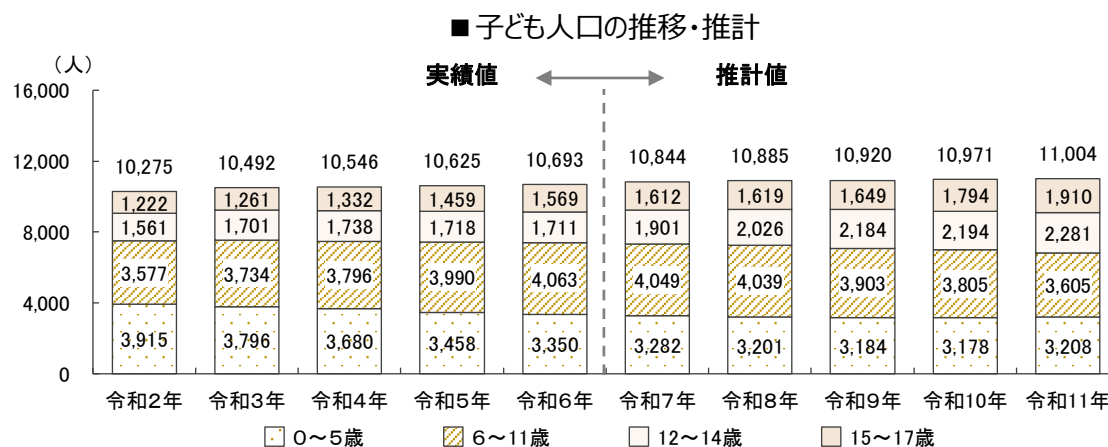
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「千代田区第4次基本構想」や、「千代田区子育て・教育ビジョン」及び「千代田区地域福祉計画 2022」を上位計画とし、区のその他関連計画との連携・整合を図りつつ策定を行います。



第2章 区を取り巻く現状

○子ども人口の推移・推計

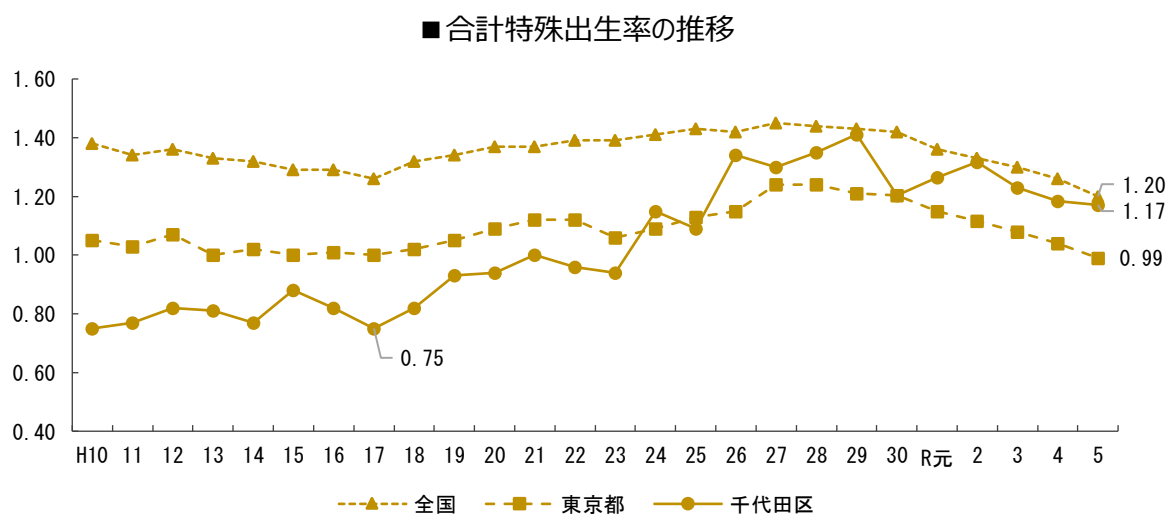
区の0歳～17歳までの子どもの人口の推移・推計をみると、全体では若干の増加傾向にあり、令和11年には11,000人を超えることが予測されています。0～5歳人口は、概ね減少傾向にありますが、令和11年には増加に転じる予測となっています。



○合計特殊出生率

区の合計特殊出生率は、平成17年に0.75まで落ち込みましたが、その後回復傾向にあり、令和5年時点では1.17となっています。

全国及び東京都と比べると、平成23年までは全国及び東京都よりも低い水準で推移していましたが、平成24年以降は、増減を繰り返しながら、東京都よりも高い水準で推移しています。



○区民ニーズ調査結果の概要

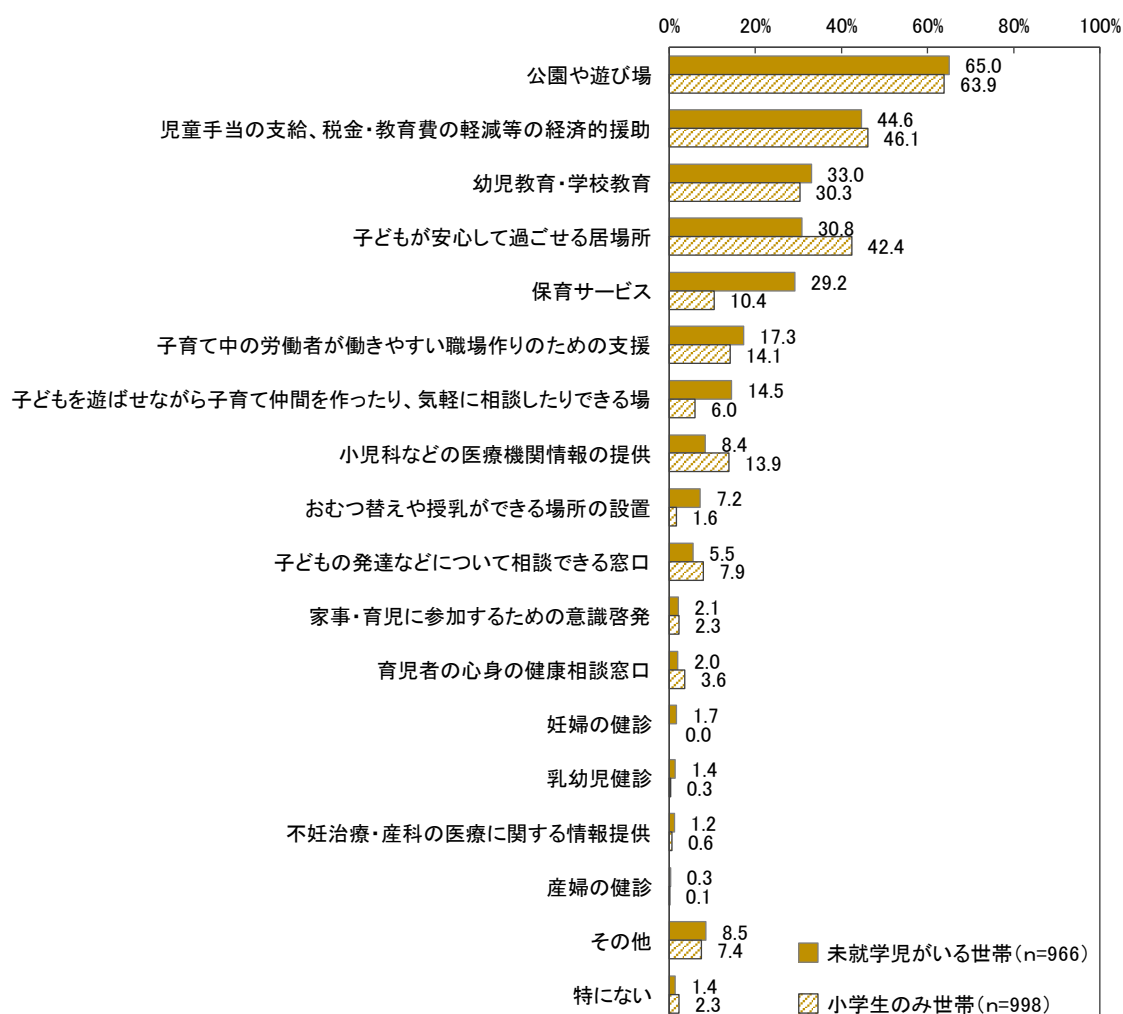
本計画を策定するにあたり、令和6年1月から2月にかけて、区民の子育てに関する現状やニーズを把握することを目的とした「区民ニーズ調査」を実施しました。

・充実してほしい子育て支援サービス、保育サービスについて

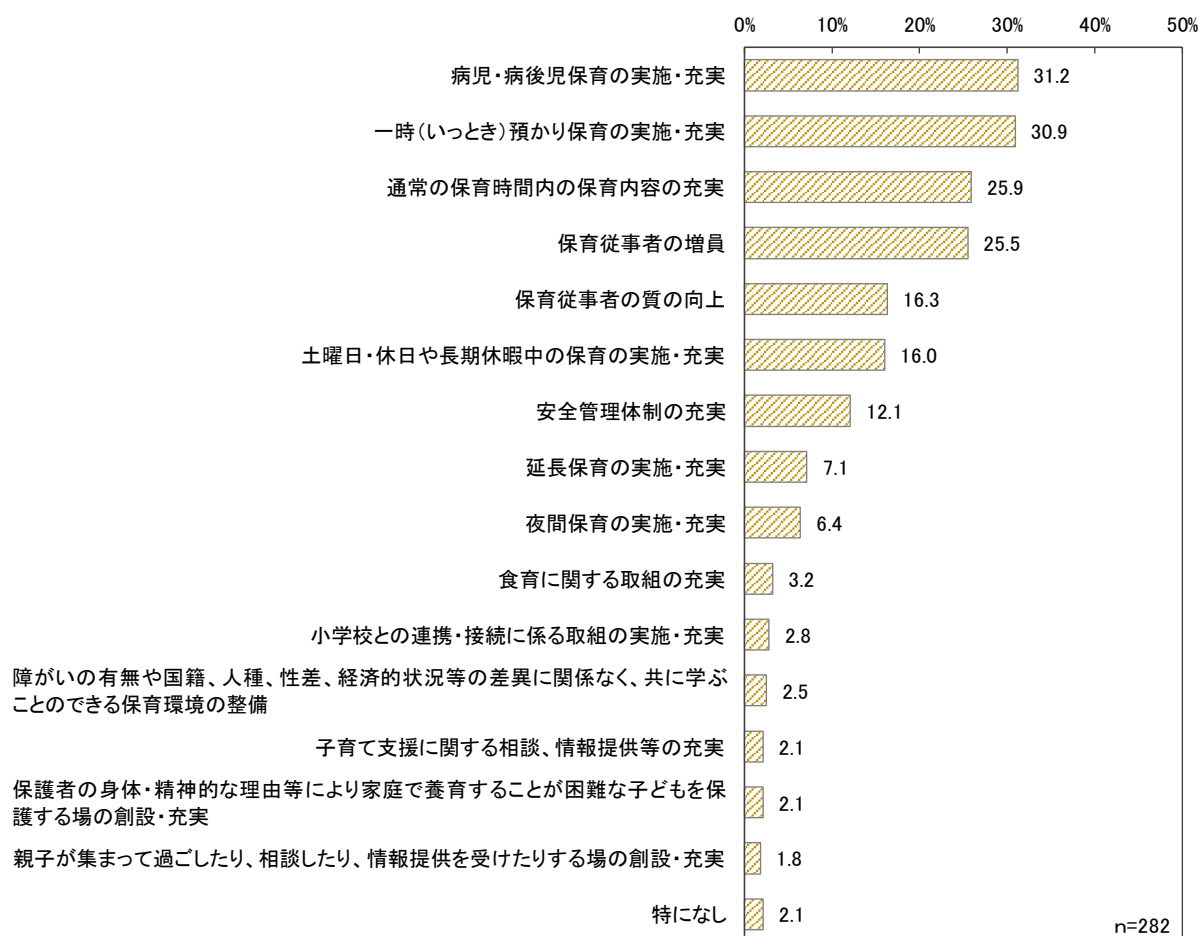
充実してほしいと思う子育て支援サービスでは、「公園や遊び場」、「児童手当の支給、税金・教育費の軽減等の経済的援助」の割合が高くなっています。また、未就学児がいる世帯では、次に「幼児教育・学校教育」の割合が高く、小学生のみ世帯では、「子どもが安心して過ごせる居場所」の割合が高くなっています。

また、充実してほしい保育サービスでは、就学児がいる世帯において、「病児・病後児保育の実施・充実」や「一時(いつとき)預かり保育の実施・充実」など、サービスの拡充を求める声と、「通常の保育時間内の保育内容の充実(付加的プログラムの実施)」、「保育従事者の増員」及び「保育従事者の質の向上」など、質の向上を求める声の両方がありました。

■ 充実してほしい子育て支援サービス



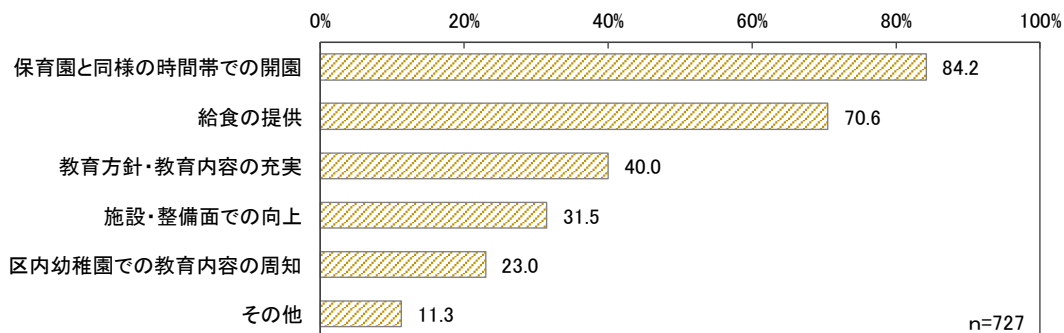
■ 保育園等において充実してほしい保育サービス（未就学児がいる世帯のみ）



・ 区立幼稚園に求められているサービス

区立幼稚園を利用していない保護者に対して行った「どのようなサービスがあれば区立幼稚園を利用したいか」という設問では、「保育園と同様の時間帯での開園」、「給食の提供」、次いで「教育方針・教育内容の充実」の順に割合が高くなっています。

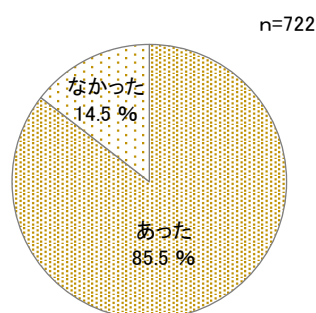
■ どのようなサービスがあれば区立幼稚園を利用したいか



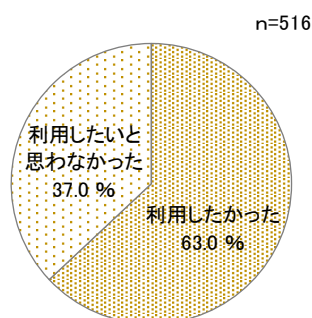
・病児保育の利用状況

幼稚園や保育所等を利用している保護者のうち、8割以上の方が「お子さんの病気やケガで保育園や幼稚園等が利用できなかったことがある」と回答されています。また、その際に、母親または父親が仕事を休んで対応した方の割合が高くなっていますが、そのうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したかった」と考えている方が6割以上となっています。

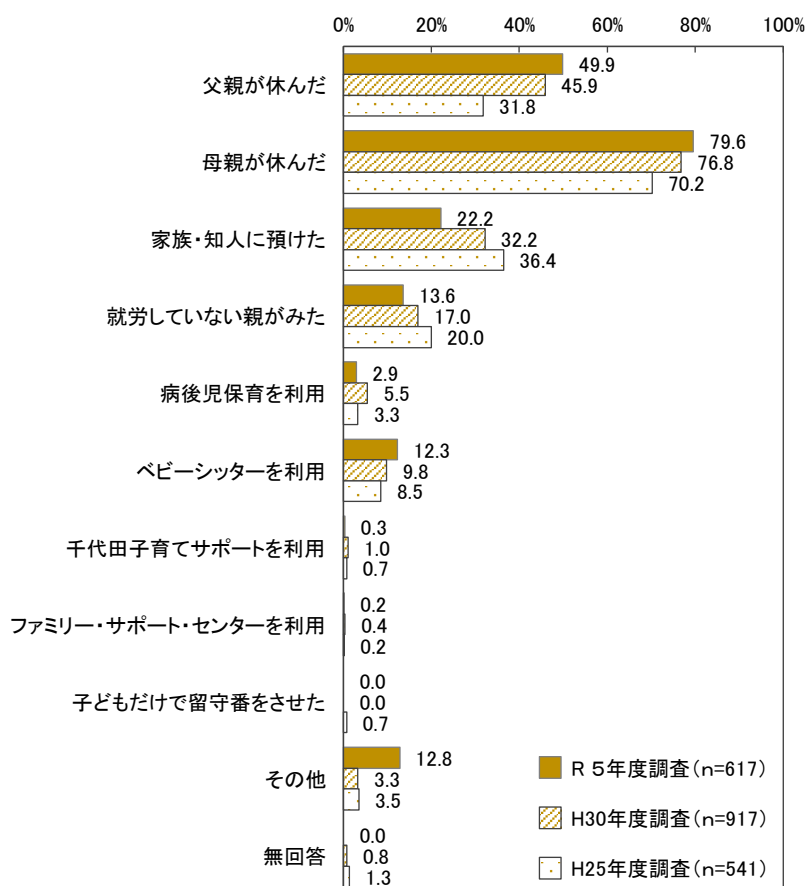
■ 1年間で、病気やケガで保育園などに通えなかったこと



■ 病児・病後児のための保育サービスを利用したかったか



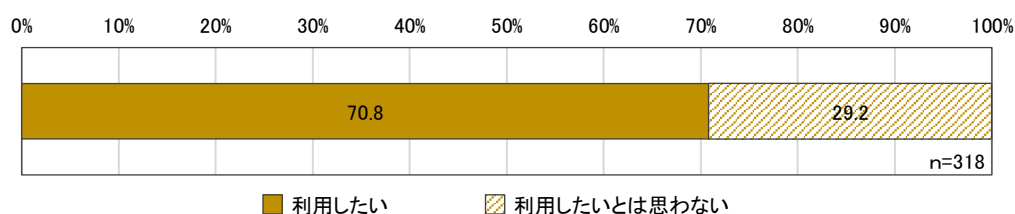
■ 病気やケガで保育園などが利用できなかったときの対応



・こども誰でも通園制度の利用希望について

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付けられる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用希望については、対象となる幼稚園、保育所等の定期的利用のない3歳未満児では、7割以上の保護者が「利用したい」と回答されています。

■ こども誰でも通園制度の利用希望



第3章 第2期計画の振り返り

○教育・保育

教育・保育については、増大する保育需要等に対応してきた結果、各年度とも実績値が確保方策（量）を下回り、「待機児童ゼロ」の状態が継続されています。今後とも、区の人口動向を踏まえながら、適切な確保方策（量）を設定し、「待機児童ゼロ」を継続していく必要があります。

一方、人口構造の変化に伴い、一部保育所等では定員に満たない施設も出てきており、適切な供給量を確保すると同時に、利用定員の見直しや幼稚園の認定こども園化、「こども誰でも通園制度」の導入など、あらゆる選択肢を視野に入れながら、余剰資源の有効活用を図り、区民ニーズに応じた適切な施設整備を進めていくことが必要となります。

○地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業（※令和6年度より一部「養育支援訪問事業」と「子育て世帯訪問支援事業」に移行）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の利用者が増加傾向にあり、特に、養育支援訪問事業では、見込量を超えるニーズとなりました。また、放課後児童健全育成事業では、令和4年度以降に利用者が増加傾向であり、その他、病児・病後児保育事業でも、コロナ禍が落ち着いた令和5年度以降に利用者が急増しています。これらの事業を含め、各地域子ども・子育て支援事業については、次章に定める量の見込みに応じて適切に事業を展開していく必要があります。

第4章 量の見込みと確保方策

○教育・保育の量の見込みと確保方策

- 幼児教育（3～5歳・1号認定及び2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童）

<区全体>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	580	551	539	531	531
1号認定	416	394	386	378	379
2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童	164	157	153	153	152
②確保方策（人）	894	894	894	894	894
区立幼稚園	555	555	555	555	555
区立こども園（短時間）	114	114	114	114	114
認定こども園（短時間）	15	15	15	15	15
新制度未移行幼稚園	210	210	210	210	210
差し引き②－①（人）	314	343	355	363	363

■ 保育所等（3～5歳・2号認定）

<区全体>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	963	913	891	877	881
②確保方策（人）	1,247	1,229	1,229	1,229	1,229
認可保育園	924	924	924	924	924
区立こども園（長時間）	141	141	141	141	141
認定こども園（長時間）	48	48	48	48	48
認証保育所等	134	116	116	116	116
差し引き②－①（人）	284	316	338	352	348

■ 保育所等（0～2歳・3号認定）

<区全体>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1,017	1,024	1,035	1,051	1,065
②確保方策（人）	1,209	1,187	1,187	1,187	1,187
認可保育園	774	774	774	774	774
区立こども園	91	91	91	91	91
認定こども園	42	42	42	42	42
幼保一体施設	45	45	45	45	45
認証保育所等	226	204	204	204	204
地域型保育事業	31	31	31	31	31
差し引き②－①（人）	192	163	152	136	122

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業には、これまでは、13の事業が位置付けられていましたが、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくことを目的として、令和4年度の児童福祉法の改正及び令和6年度の子ども・子育て支援法の改正により、6つの事業が加えられました。

<第3期計画から新たに追加となる事業>

- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 親子関係形成支援事業
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・ 児童育成支援拠点事業
- ・ 妊婦等包括相談支援事業
- ・ 産後ケア事業

新たに追加となった事業については、実施体制の確保に取り組み、他事業や関係機関との連携を図り、利用希望者がサービスを円滑に利用できるよう、必要に応じた事業の実施を検討していきます。特に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、国の事業詳細が明らかになり次第、早期の事業実施に向けて検討を進めます。

第5章 区の重点課題と解決の方向性

○教育施設（幼稚園）の今後のあり方について

長時間保育の実施及び給食の提供

区民ニーズ調査の結果では、長時間保育の実施や給食の提供が幼稚園に求められていることが分かりました。そのため、現在、長時間保育の実施及び給食の提供ができていない区立幼稚園について、長時間保育を実施できるよう人員の確保と、給食が提供できるよう調理施設の確保に努めます。また、今後の保育需要を注視し、認定こども園への移行も視野に入れて検討していくこととします。

幼児教育の充実

本区では、小学校への滑らかな接続と教育・保育の質を高めるため、当面、「8校8園体制」を維持し、研修や行事等で保幼小の職員同士の連携や子ども同士の交流機会を通じて、質の高い初等教育の提供・充実につなげていきます。

また、子どもたちの自立心や探究心を育んでいくために、一人ひとりの発達に必要な体験が得られる環境構成や適切な援助を行うほか、国際的な視野を広め、将来グローバルに活躍する人材の育成を目指し、多文化理解の促進と国際感覚の醸成に資する国際教育を推進していきます。

○保育の質の向上

保育従事者の質の向上

保育の質を考えるうえでは、保育従事者の子どもとの関わり方が何よりも重要です。保育従事者が、子どもの自立心や主体性が育まれるように見守り、応答的に関わることで、子どもの主体的・対話的な深い学びが実現します。

そのため、現在、区で実施している各種研修制度の充実を図るとともに、保育従事者が研修を受けられる環境整備を行うことで人材育成を推進します。また、保育所等の指導検査や巡回支援を通じて、保育従事者等に対して必要な助言・指導・相談を行うなど、保育全般の質の向上につなげていきます。

保育従事者の増員

調査の結果では、保育サービスにおいて「保育従事者の増員」を希望する回答が特に多く、また、令和6年度には保育士配置基準が見直され、今後も国において見直しが見込まれている等、保育従事者の増員がさらに進む傾向が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、今後、区としての必要な配置の考え方を整理し、保育士配置基準見直しのための条例改正について検討を行うとともに、保育士等の処遇改善等も含め、本区の地域ニーズに即した独自の視点から保育従事者の増員を図っていきます。

また、障害の有無に関わらず、すべての子どもが広く保育を受けられるよう、今後も加配保育士の配置及び補助金の充実について検討を行っていきます。

安全管理体制の充実

全国的に、保育施設等で発生した重大事故は毎年増加し、虐待等についても社会問題となるなど、園児の安全確保の必要性が高まっています。

区内の保育所等において重大な事故や虐待等は確認されていないものの、子どもに対する体罰や言葉の暴力はあってはならないものであり、徹底して対策を行う必要があります。

区においても指導検査を強化するとともに、保育内容に関する訪問指導を新たに実施し、不適切な保育や虐待等の早期発見及び未然防止に努めます。また、虐待や不適切な保育に係る相談窓口の普及・啓発を行うことで、虐待等が疑われる事案を速やかに把握するよう努めます。

土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育の実施・充実

働き方の多様化等により、土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育ニーズが高まっています。現在、保育所等では日曜日の保育は行っておらず、幼稚園では原則として土曜日・日曜日・長期休暇中の保育を行っていません。

今後は、幼稚園については長期休暇中の保育の実施を行い、保育所等については日曜保育の実施について実施の可否を含めて検討を行っていくこととします。

保育内容の充実、付加的プログラム

調査の結果では、「通常の保育時間内の保育内容の充実（園外保育等のイベント、体操、英語等の付加的プログラムの実施）」を希望する回答が多くありました。

付加的保育を効果的に実施することで、子どもの健やかな成長や心身の発達を促す効果が期待されます。今後は、既存の保育内容に加えて様々なプログラムが実施できるよう検討していきます。

一時（いつとき）預かりと病児保育の充実

本区では、保育園・こども園などの一時保育の他に、児童館等の一時預かり保育、拡大型一時預かり保育も行っています。適正な需給バランスに留意しながら現在の確保体制を維持していきますが、今後、新規に事業を実施したい意向がある事業者についてはニーズに応じて事業を実施していくこととします。

また、これまで病後児保育を区立保育園等において実施してきましたが、病児保育についてもニーズが高くなっています。病児・病後児保育については、今後も事業の拡充に向けて、訪問型などの様々な実施形態を検討し、取組みを進めていく必要があります。

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、保育所等の機能拡充を図ります。就労要件に関わらず、これまで保育所等を利用することができなかった子どもについても支援を強化することで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な教育・保育環境の整備を図ります。様々な実施方式・運用方法を検討し、子どものより良い成長の観点から、最適な方法となるよう努めます。

○今後の保育施設整備の方向性について

今後の保育施設の運営について

認可保育園や認定こども園、家庭的保育事業等、認証保育所については、需給バランスに留意しつつ運営を行っていきます。特に区有地を活用した保育施設については、保育の安定的な供給の必要性から、需給バランスを踏まえた運営の判断はより慎重に行うこととします。また、保育所運営に関する保育事業者の意向については定期的に確認し、閉所する場合には、児童や保護者に与える影響をなるべく抑えるため、十分な期間を設けるよう事業者と協議していきます。

保育ニーズに見合った補助等の見直しの検討

区内には様々な保育施設がありますが、閉所する保育施設も出てきているため、必要に応じて、区独自施策として行っている運営費や利用料の補助等については保育ニーズに見合った内容に見直すとともに、区独自に補助を行っている認可外保育施設については家庭的保育事業等や認可保育園、認証保育所への移行について検討する等、補助金等のあり方を見直していきます。

地域の保育ニーズに応じた施設の配置

区立小学校の通学区域である8区域ごとの児童数に対する定員と空き状況を整理したところ、空き状況については複数の要因が影響していると考えられ、区域によって偏りが見られることが分かりました。

今後、保育施設の移転や新規整備の際には、地域の保育ニーズに応じた施設の配置となるよう留意し、空きが少なくかつ比較的施設整備が進んでいない区域に整備するよう努めます。

第6章 計画の推進にあたって

本計画に位置付けられた各取組みや事業については、国の基本指針に従い、年度ごとにPDCAサイクルを基本とした点検・評価を実施していきます。また、点検・評価の結果が、より実効性の高い施策展開につなげられるよう、実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して「千代田区子ども・子育て会議」における学識経験者等の知見を活用し、第三者の視点から評価を行っていきます。点検・評価の結果は、その後の施策展開に反映するとともに、議会への報告及び広く区民への公表を行い、行政の透明化を図っていきます。

本計画は、教育委員会だけでなく、庁内関係部署、区民、地域団体等、多様な主体との連携・協力を行い、子どもの育成や子育て世帯を、まち全体で支える仕組みづくりを進めていきます。

令和7年度 子どもの遊び場事業について (ふじみこどもひろば及び旧九段中学校)

【背景・経緯】

平成28年2月より実施してきた、衆議院九段議員宿舎跡地での遊び場事業（ふじみこどもひろば）については、区が衆議院より借用した土地を活用した事業であり、時期は未定であるが将来使えなくなること等を考慮しつつ、継続的に遊び場を確保していく必要がある。

こうした中、昨年8月の衆議院議院運営委員会の中で九段議員宿舎の設計に係る予算を計上する旨が明らかとなった。

これらを踏まえ新たな遊び場を模索してきたが、仮校舎として利用していた旧九段中学校の活用が可能であると考え、本事業の継続や充実等について検討を重ねてきたところである。

1 実施内容（主な変更点）

- (1) 主に代替園庭として利用してきた、ふじみこどもひろば・乳幼児広場は実施を継続する。
- (2) 乳幼児広場について、夏季は空調管理ができる旧九段中の体育館で実施するとともに、8月の利用時間をこれまでより拡大する。また、雨天時も利用可能である。
- (3) 土日祝日（8月は朝夕各1時間）のみであった子ども広場での事業は、旧九段中（校庭と体育館）を活用して平日も加えて毎日実施するとともに、8月の利用時間を拡大する。
- (4) 子ども広場は、旧九段中の校庭が使えない時や、体育館、乳幼児広場も含めて満杯となる見込みがある場合等、必要に応じて借用することが可能である。（都度利用料を支払う）
- (5) 乳幼児や小学生（保護者を含む）であった対象を、曜日や時間帯により中高生まで拡大することを検討している。また、使途についてもキャッチボール、球技等への拡大を検討している。

※令和2年に暫定広場として開設し、代替園庭での利用が多い富士見二丁目広場（政策経営部所管：令和7年6月閉鎖）の利用者には、乳幼児広場や旧九段中の利用を促す。

2 実施概要

(1) ふじみこどもひろば 富士見二丁目14-3

	令和6年度まで	令和7年度
乳幼児広場 (300㎡)	通年9～17時 (8月は9～10時、16～17時)	通年9～17時 (夏季、雨天時は旧九段中体育館で実施)
子ども広場 (2,700㎡)	土日祝日のみ9～17時 (8月は9～10時、16～17時)	旧九段中の校庭が使えない場合等、必要に応じて活用

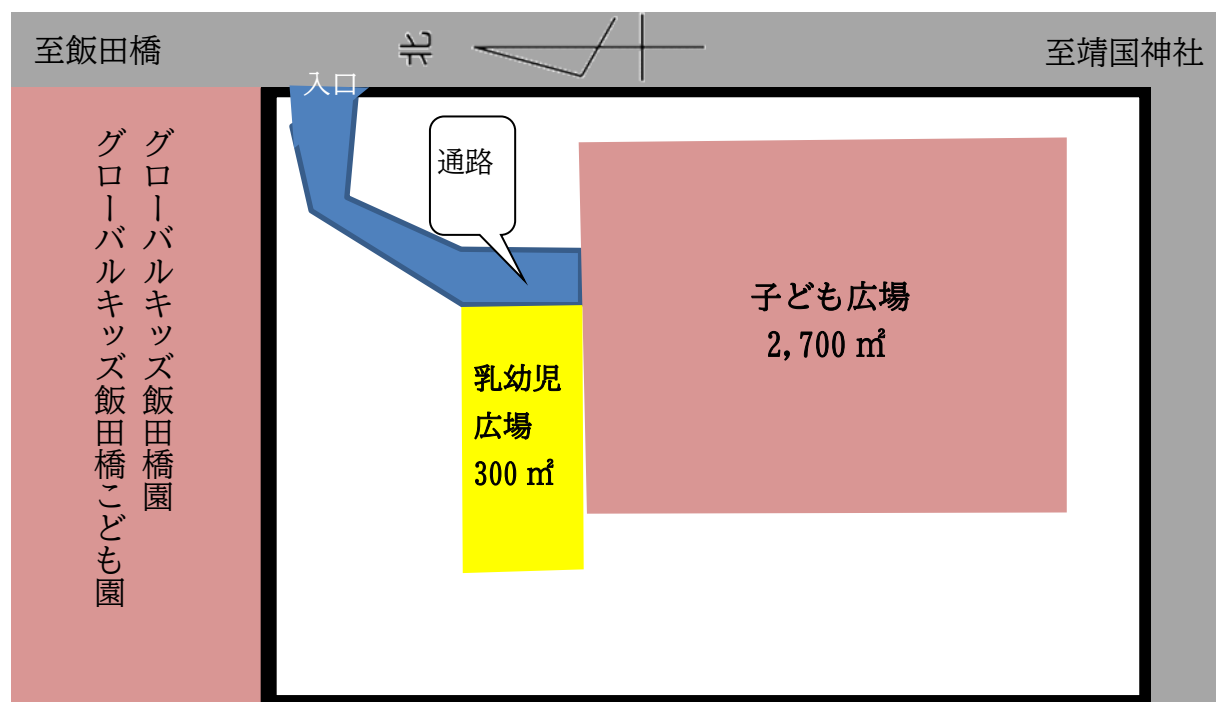
(2) 旧九段中学校 富士見一丁目1-6

	令和6年度まで	令和7年度
校庭 (約1,240㎡)	—	通年9～17時
体育館 (約450㎡)	—	通年9～17時 ※空調管理する

3 ふじみこどもひろば及び旧九段中学校周辺図

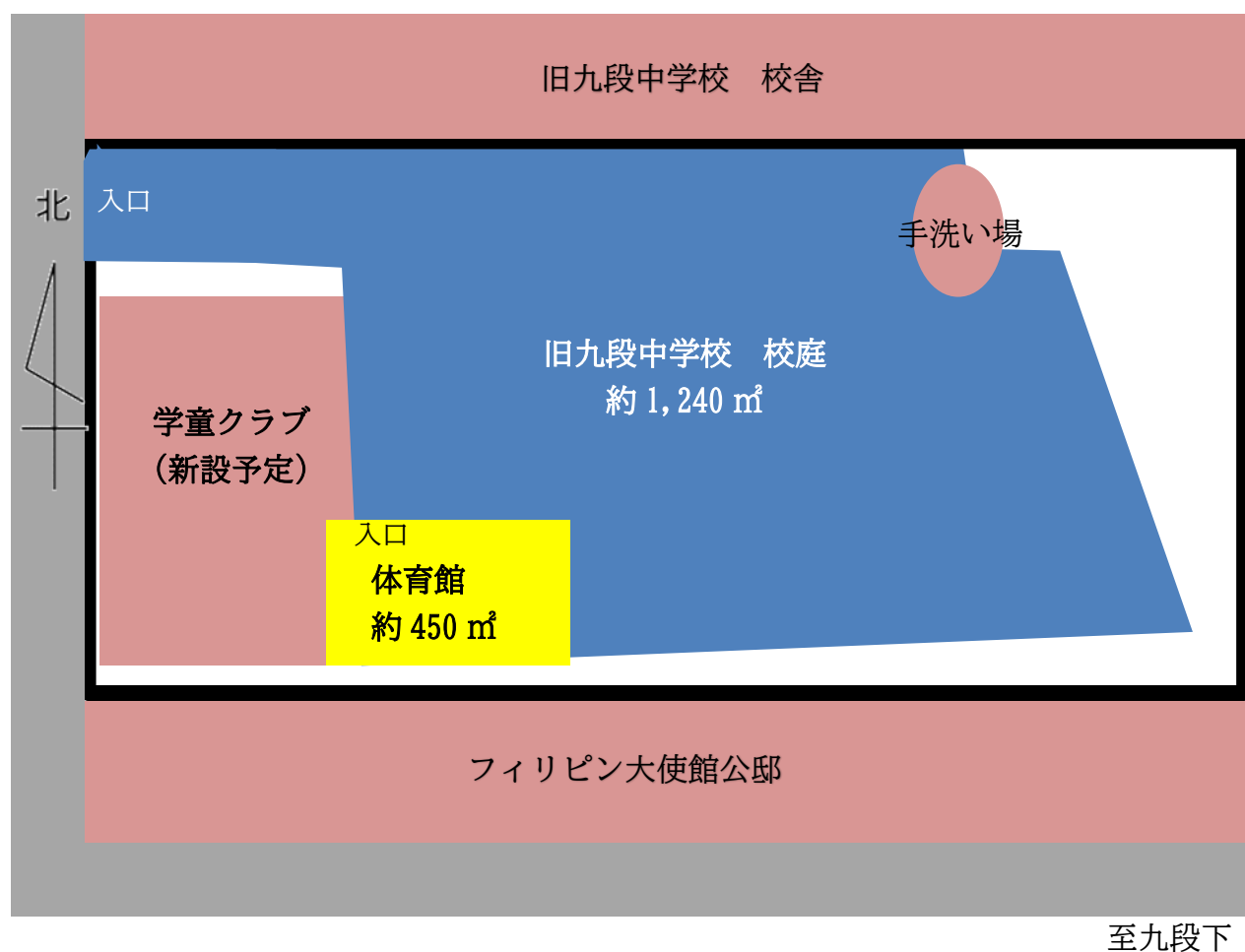


ふじみこどもひろば



旧九段中学校

至飯田橋



神田公園地区における子育てひろばの継続実施について

神田さくら館の7階で実施している子育てひろばについては、千代田小学校の教室不足対策に係る工事が開始されることから、令和7年4月以降の当面の間は近隣の公共施設を活用し、以下のとおり実施する予定。

1 実施日時及び場所

曜 日	時間帯	場 所
火曜日	午前 10 時から 午後 4 時まで	神田公園区民館（和室）
水曜日		神田公園区民館（和室）
木曜日		内神田集会室（和室）
【備考】・水曜日は月 1 ～ 2 回程度の予定（一般抽選の結果により実施日が確定） ・祝日・年末年始は実施しない		

※文教福祉委員会での報告後、利用者への周知を開始

2 実施内容

- ・ 乳幼児が遊べるスペース及び親子のための休憩スペース（飲食可）
- ・ リズム遊びや英語遊びなどのプログラム、行事等
- ・ 保護者のおしゃべりタイムや職員による子育て相談への対応 等

3 令和7年度以降について

- ・ 実施内容については利用状況を踏まえて適宜見直し
- ・ 本格的な実施場所の確保については引き続き検討

（参考）令和6年度の利用状況

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	合 計
実 施 回 数	1 回	15 回	12 回	12 回	12 回	52 回
利用者数（子ども）	27 人	199 人	204 人	213 人	216 人	859 人
利用者数（保護者）	26 人	198 人	186 人	191 人	186 人	787 人
利 用 者 数 合 計	53 人	397 人	390 人	404 人	402 人	1,646 人

令和7年度 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

区立中高一貫教育校の九段中等教育学校は、令和7年度入学者決定のための適性検査を実施し、本年1月16日・17日に出願申請のあった534人のうち、479人が受検した（受検率89.7%、前年受検率89.8%）。なお、申し出のあった区分A（千代田区民）1人について追検査※を2月14日に実施した。 ※受検児童がインフルエンザ等に罹患した場合の救済措置として実施するもの

- 1 検査日（本検査）
令和7年2月3日（月） 午前9時開始、午後0時15分終了

- 2 会場
九段中等教育学校（九段校舎・富士見校舎）

- 3 受検者数（本検査）
 区分A（千代田区民）
 188人（募集人員80人） 受検倍率 2.35倍
 区分B（千代田区民以外の都民）
 291人（募集人員80人） 受検倍率 3.64倍

- 4 合格発表
 2月9日（日）8：00 可否照会サイト上、9：00 九段校舎掲示
 2月18日（火）9：00 追検査合格発表（九段校舎掲示および学校ホームページ）

- 5 今後のスケジュール
 ・3月15日（土）14:00～15:00 新入生ガイダンス
 ・4月7日（月）14:00～ 入学式

- 6 受検状況（追検査を含まず）

区分	募集人員(a)	応募人員	受検者数(b)	受検倍率(b/a)	合格者数
A	80	222	188	2.35	80
B	80	312	291	3.64	80
合計	160	534	479	—	160

<参考> 令和6年度

区分	募集人員(a)	応募人員	受検者数(b)	受検倍率(b/a)	合格者数
A	80	177	159	1.99	80
B	80	433	389	4.86	80
合計	160	610	548	—	160

【介護予防普及啓発事業】 口腔機能向上プログラムについて

1 事業概要

「固いものが食べにくくなった」「お茶などでむせるようになった」「活舌が悪くなった」など、口のまわりの“ささいな衰え”はフレイル進行の前兆と言われており、口腔機能を維持・向上することは全身の健康状態を良好に保つことにつながる。

そこで区は、区内三歯科医師会と連携し、口腔機能向上のための指導やセミナーを行う口腔機能向上プログラムを実施している。

▼口腔機能向上プログラムのメニュー

個別指導型 (歯医者さんで介護予防！)	身近な歯科医院や参加者のご自宅で、歯科医師・歯科衛生士等による個別指導の実施（全 4 回）
教室指導型	介護予防教室や通いの場等において、歯科医師・歯科衛生士等によるセミナーの実施

2 これまでの実績・今後の見込

(1) これまでの実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (12 月末時点)
個別指導型	延 70 回 (参加者 22 人)	延 130 回 (参加者 47 人)	延 364 回 (参加者 135 人)
教室指導型	4 回	6 回	7 回

(2) 今後の見込（予定）

個別指導型：286 回

教室指導型：1 回

3 不足経費

必要経費	7,370 千円	個別指導型 7,150 千円 (11,000 円×650 回) 教室指導型 220 千円
当初予算額	1,870 千円	
▲不足経費	5,500 千円	

令和7年度の国民健康保険制度について

保健福祉部 保険年金課

1 概要

国民健康保険事業の安定的運営のため、令和7年度国民健康保険料率の改定等を行う。

2 改正内容

(1) 保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正

●医療分・後期高齢者支援金分

		令和6年度			令和7年度			(対前年度比)
保 険 料 率		医療分	支援金分	医療+支援 金	医療分	支援金分	医療+支援 金	
	所得割率	7.63%	2.74%	10.37%	7.71%	2.69%	10.40%	(+0.03P)
	均等割額	45,400円	15,000円	60,400円	47,300円	16,800円	64,100円	(+3,700円)
賦課割合 (所得割:均等割)		68:32	70:30	—	68:32	69:31	—	
賦課限度額		65万円	24万円	89万円	66万円	26万円	92万円	(+3万円)

●介護納付金分(40～64歳の方)

		令和6年度	令和7年度	(対前年度比)
保 険 料 率	所得割率	1.64%	1.72%	(+0.08P)
	均等割額	16,200円	16,200円	(±0円)
賦課割合 (所得割:均等割)		64:36	65:35	
賦課限度額		17万円	17万円	(±0万円)

(2) 保険料(均等割)減額措置対象者の拡大

減額区分	改正前	改正後
5割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1) ×10万円]+(29.5万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1) ×10万円]+(30.5万円×被保険者数) 以下の世帯
2割減額	43万円+[(給与所得者等の人数-1) ×10万円]+(54.5万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+[(給与所得者等の人数-1) ×10万円]+(56万円×被保険者数) 以下の世帯

(3) 退職者医療制度の廃止

退職者医療制度の廃止に伴い、区国民健康保険条例においても制度の廃止に係る規定の整備を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置の廃止

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対し、過年度分の保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行っていたが、令和7年度以降、期間制限(国民健康保険法第110条の2)により、本件減免対象となる過年度分の保険料を賦課決定することができなくなるため、減免措置を廃止する。

千代田区健康危機対処計画（感染症編）の素案について

1 策定の背景と趣旨

令和4年12月に、感染症法^{※1}とともに改正された、地域保健法で定める「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、保健所における健康危機管理体制の確保のため、「千代田区感染症予防計画（令和6年3月策定）」の実効性を担保する計画として策定する。

※1 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症等^{※2}に対する平時からの計画的な体制整備等の具体的方策を示し、新興感染症等の発生及びまん延時に迅速に対応できる人員・組織体制を整備することで、区民の生命及び健康を守ることを目的とする。

※2 新興感染症等：新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

3 計画期間

令和7年4月1日から

本計画に基づく訓練や今後の健康危機対応を踏まえ、必要に応じて見直しを行う

4 計画素案の主な内容 資料3—2のとおり

5 今後のスケジュール

内容	日程
パブリックコメント	広報：2月20日号掲載 期間：令和7年2月20日（木）～3月5日（水）
常任委員会（計画案報告）	令和7年3月下旬
計画策定、公表	令和7年3月末

千代田区健康危機対処計画（感染症編）素案の主な内容

第1 計画の概要

計画策定の背景や目的、計画の位置づけ、計画の評価・見直し等について定める。

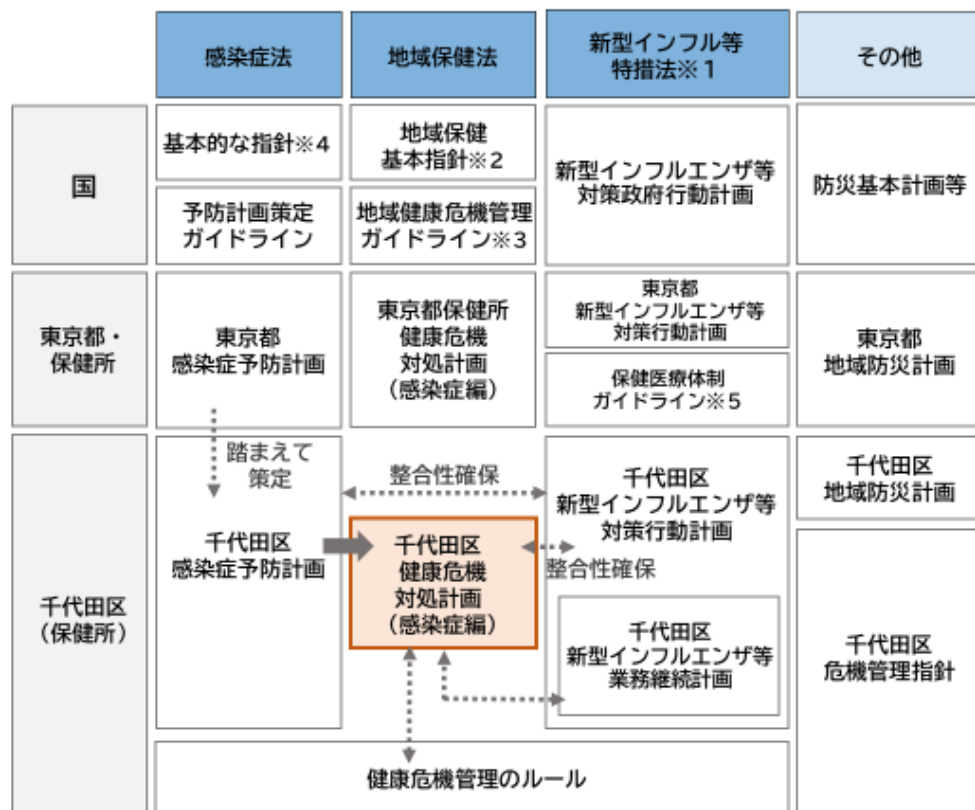
1 本計画策定の目的

保健所における健康危機管理体制の構築・強化を目的に、その具体的方策を示し、感染症による健康危機発生時における人員体制の確保、関係機関との連携、業務の効率化、人材育成のための研修・訓練等について定める。

2 本計画で対応する感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（以下、「新興感染症」という。）を基本としつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、多様な感染症に対しても有効な計画となるよう、情報収集・現状分析を行い、柔軟に計画を運用、健康危機管理体制の確保に努める。

3 本計画と各種計画との関係



◎本計画に基づく健康危機発生時の保健所体制強化については、「千代田区新型インフルエンザ等業務継続計画」の発動を併せて取組む。

4 実効性の担保と定期的な評価

本計画の内容は、毎年度、保健所職員に周知徹底するとともに、内容の確認、実践的訓練等の実施と評価、外部委員を含めた会議等による評価、感染症対応での評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを実施する。

5 感染症発生段階の定義（区感染症予防計画を踏まえた分類とする）

0 平時	新興感染症が未発生の時期
I 発生早期	海外や国内で新興感染症が発生した時期（発生の公表前※）
II 流行初期	①発生の公表から1か月
	②発生の公表から1か月から3か月
III 流行初期以降	発生の公表から3か月以降
IV 感染が収まった時期	新興感染症が収まった時期

※発生の公表：厚生労働大臣による新興感染症の発生公表のこと

第2 平時における準備

感染症危機に備え、平時から計画的に体制整備、人材確保・育成、関係機関との連携強化等について、取組む内容について定める。

1 業務量・人員数の想定

新興感染症の発生段階に想定される業務量に対応するため、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には全庁として速やかに体制を切り替える仕組みを整備する。

早期より、I H E A T（地域の医療職が保健所業務を支援する仕組み）要員を含めた体制を確保するとともに、流行初期より外部委託をする業務（患者の搬送、健康観察、配食サービスなどの療養支援等）について検討し準備する。

◇発生段階と想定される感染規模と人員数の想定、主な感染症業務

		発生早期 海外から国内	流行初期 ①公表から1か月	流行初期 ②1か月から3か月	流行初期以降 3か月以降	収まった時期
想定時期			第3波 (令和2年11月頃)	第3波 (令和2年12月以降)	第6波 (令和4年2月頃)	
1保健所あたりの患者数			4～10人/日	30～80人/日	300～650人/日	
区の発生届件数			平均4.7件/日	平均11.56件/日	平均106.78件/日	
区感染症予防計画で定めた人員数			20人	25人	45人	
内数	保健所職員		20人	22人	25人	
	応援職員		—	3人	20人	
I H E A T要員			4人			
主な感染症業務		・相談体制の強化 ・水際対策 ・管内発生を想定した体制の構築 ・初動対応の確認	・相談業務 ・水際対策 ・積極的疫学調査 ・濃厚接触者の対応 ・検査体制の整備 ・健康観察・生活支援 ・移送 ・入院や受診調整	・積極的疫学調査の重点化 ・クラスター対策の重点化 ・患者のリスク管理 ・業務効率化の推進 ・人員体制の構築 ・医師会、訪問看護事業所等と連携した健康観察や医療体制の拡充		・業務記録の整備 ・マニュアル等の更新 ・患者に関する情報の整理と再検証 ・課題・ノウハウの共有

2 人材育成（研修・訓練）

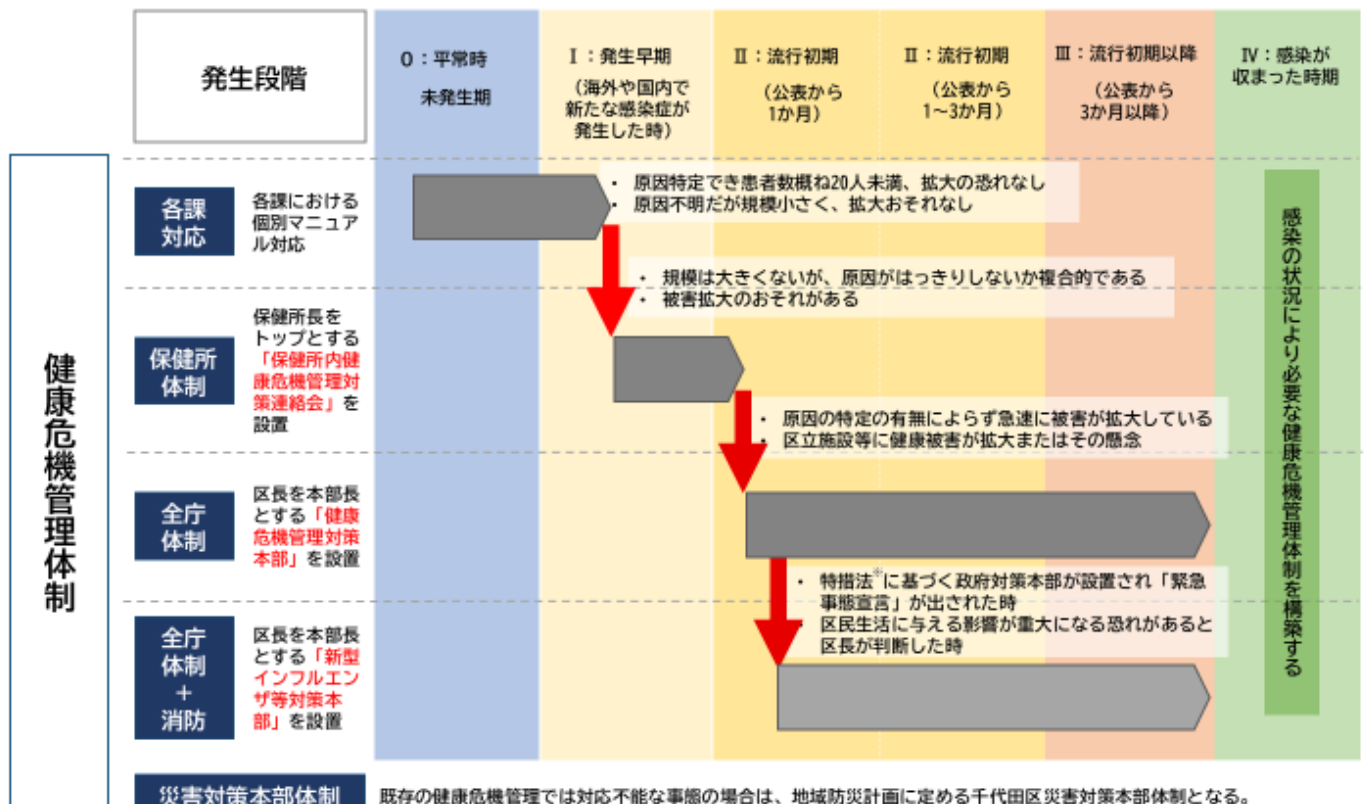
新興感染症等の健康危機発生時においても速やかに対応できるよう、感染症対応に関する基礎研修や実践型訓練を年1回以上実施するとともに、国や東京都が実施する専門的研修等に積極的に参加をする。

3 組織体制

本区では、「千代田区健康危機管理ルール」において、患者数やその後の被害拡大の状況に応じた健康危機管理体制を設定している。本計画では感染症の発生段階と健康危機管理体制のもとに、以下のとおり必要な体制を構築する。

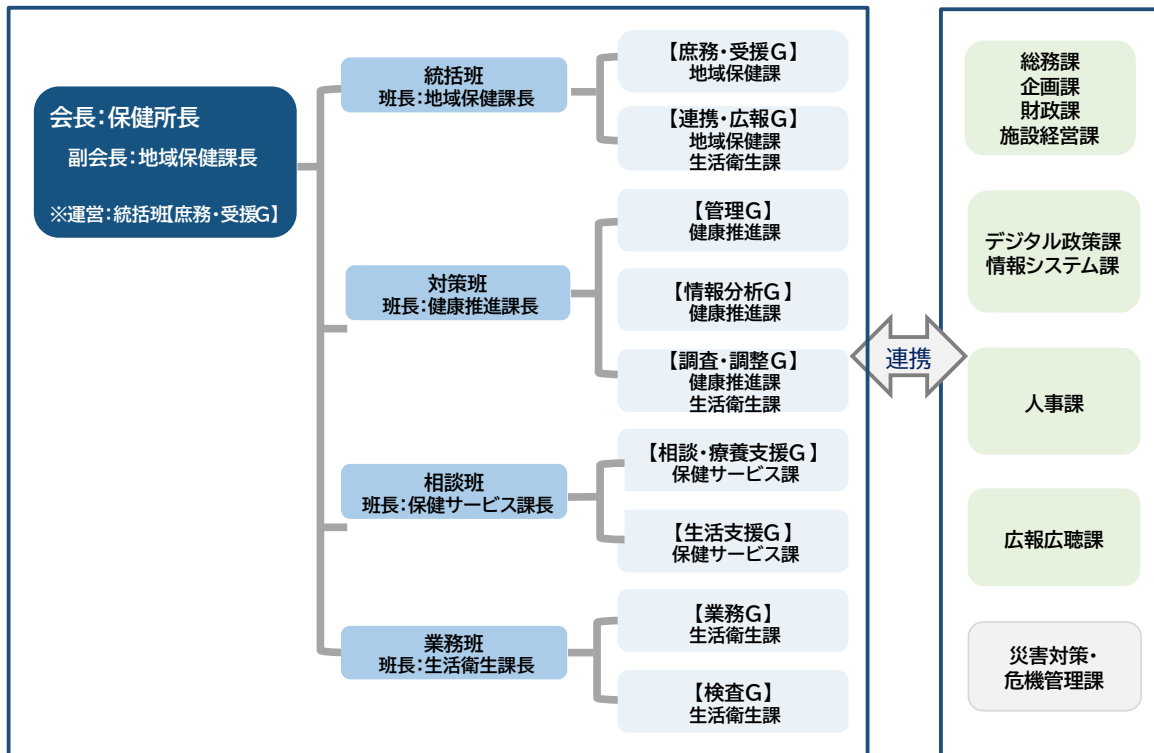
また、本区の場合、企業等が集積しているため、海外や国内で新たな感染症が発生した時期（発生の公表前）から多くの感染症対応業務が発生することが予測される。これによる業務のひっ迫を避けるため、発生早期から有事体制に移行する。

◇感染症の発生段階と健康危機管理体制

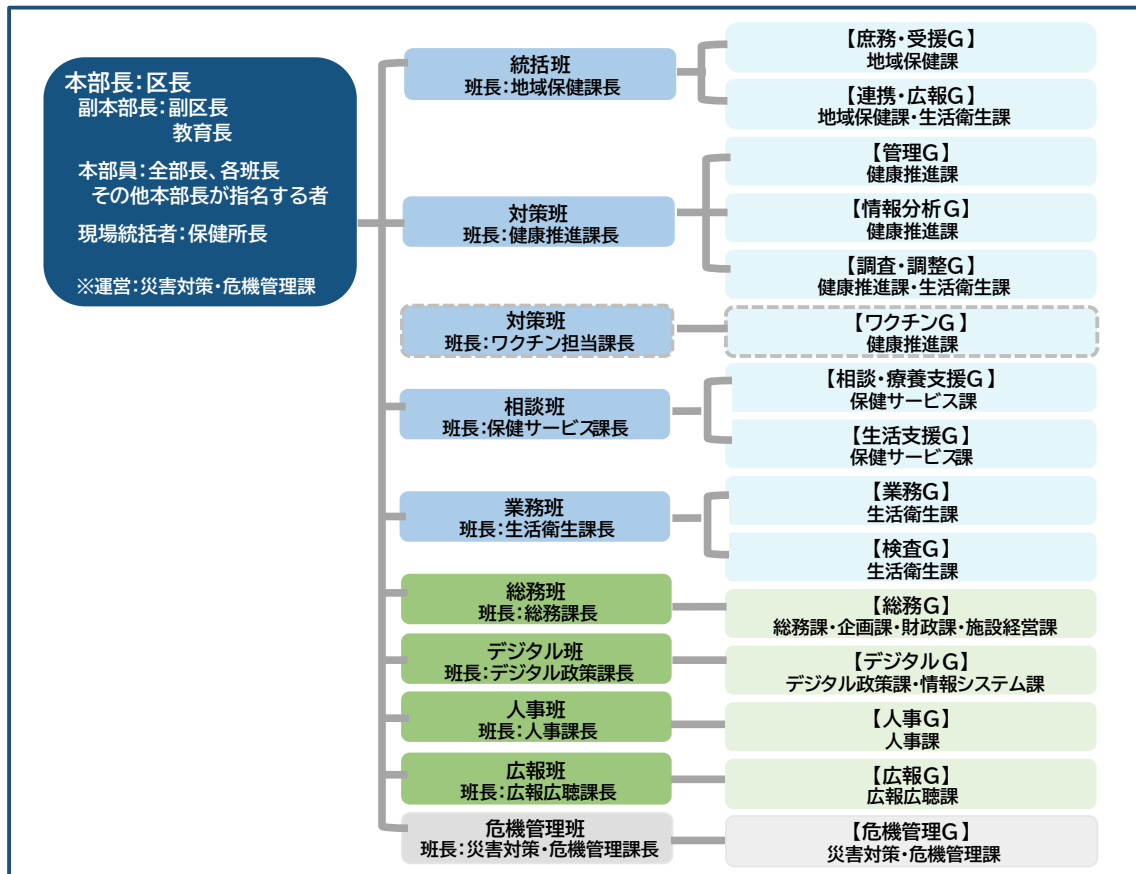


※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(1) 保健所体制：保健所内健康危機管理対策連絡会の業務体制



(2) 全庁体制：健康危機管理対策本部の業務体制



4 業務体制

「情報収集・各部署間の情報共有」、「相談」、「地域の医療・検査体制」、「積極的疫学調査」、「健康・生活支援」、「移送」、「入院・入所調整」、「水際対策」に関する業務内容について、予め整理し準備を進める。また、積極的に業務の委託化や東京都との一元化等を検討・連携するとともに、各業務マニュアル等を作成し、必要に応じ更新する。

5 関係機関等との連携

関係機関との連携には「連絡先の明確化」、「相互の役割と対応能力」、「タイムリーな情報共有」が重要である。関係機関に対し、計画内容を周知・理解を求めるとともに、共有方法を事前に決定する。また、新興感染症発生時には対面での会議は難しいため、WEB会議システム、メーリングリスト等双方向の情報交換ができるツールを活用する。

6 情報管理・リスクコミュニケーション

平時から感染症に関する広報に努めるとともに、区民等からの相談に幅広く応じることで、健康危機等に関する情報の探知機能を高める。新たな感染症が発生した場合の対策に関し、継続的な情報提供を行うとともに、迅速かつ適切に伝達され管理される体制を構築する。業務においては、各種ICTシステム（感染症サーベイランスシステム等）の活用を図り、円滑に運用できるよう準備する。

第3 感染状況に応じた取組・体制

「第2 平時における準備」で示した項目「組織体制」、「業務体制」、「関係機関等との連携」、「情報管理・リスクコミュニケーション」について、新興感染症の各発生段階に応じた具体的な取組内容を定める。

資料編

- ・ 新興感染症発生時の保健所内危機管理対策連絡会の業務体制
- ・ 新興感染症発生時の健康危機管理対策本部の業務体制
- ・ 千代田区における感染状況に応じた取組、体制